

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇告示 家畜傳染病予防法第六条による命令

告 示

◇鳥取県告示第三百六十八号

家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六條の規定により、種鶏の所有者に対し、次のように実施するひな白痢検査を受けることを命ずる。

昭和二十八年八月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴 木

武

- 一 実施の目的 ひな白痢検査
- 二 実施する区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏

四 実施期日 別表のとおり

五 検査、注射、薬浴又は投薬の別及びその方法

ひな白痢検査

ひな白痢急速診断法

実施期日

住 所 氏 名
実施する区域

九月 四日	鳥取市	宮城 武夫
" "	豊美	小谷 清
" 五日	八頭郡安倍村	西尾 武
" "	八東村	森下種鶏場
" 七日	鳥取市行徳	椎木 行雄
" "	吉岡	福本 直義
" 八日	八頭郡智頭町	白間晃太郎
" 九日	"	北山美樹雄
" 七日	東伯郡羽合町	林 薫
" "	"	戸崎周一郎

